

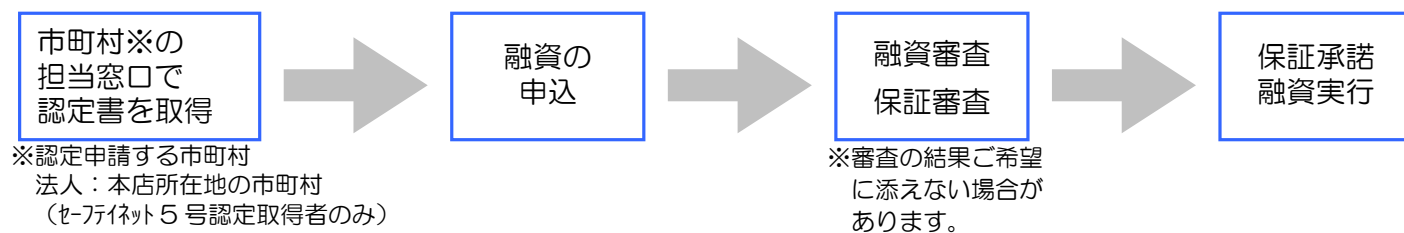
資金繰り安定化対応資金

県内中小企業者を取り巻く資金環境は依然として厳しいことから、引き続き有利な資金を創設し、中小企業者の資金繰りを支援します。

制 度 名	資金繰り安定化対応資金
対 象 者	<p>中小企業者又は組合であって、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近3か月間の売上高等が前年と比較して3%以上減少しているもの</p> <p>(2) 最近3か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年と比較して3%以上減少しているもの</p> <p>(3) 中小企業信用保険法第2条第4項第5号(セーフティネット5号)の認定※を受けたもの</p> <p>※【認定要件】国の指定業種に該当し、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上等が5%以上減少 ・売上原価に一定割合を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇 ・東北地方太平洋沖地震の発生後に売上等が20%以上減少する見込み
融 資 限 度 額	8,000万円 (運転資金は月商の概ね3ヶ月分(特に必要と認められる場合は概ね6ヶ月分)の範囲内)
資 金 使 途	運転資金、設備資金
融 資 期 間	10年以内(据置期間2年以内を含む)
返 済 方 法	元金均等分割返済
貸 付 利 率	責任共有利率 年1.75%(固定) 責任共有外利率 年1.60%(固定)
信用保証料率	年0.4%～年1.7%
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります
連 帯 保 証 人	法人代表者以外は原則として不要です
取 扱 期 間	平成23年4月1日～平成24年3月31日

セーフティネット5号認定を受けている場合、融資利率・信用保証料率は責任共有外の利率・保証料率となります。

資金繰り安定化対応資金ご利用の流れ



申し込み先

松江商工会議所

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5883 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>